

令和2年4月1日（基準日）時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない。

はい

いいえ

令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者等援護法による弔慰金の受給権を取得した。

引き続き年金等を受給してください。

はい

いいえ

戦没者等の子である。

特別弔慰金は受給できません。

はい

いいえ

特別弔慰金を受給できる可能性があります。  
保健福祉課窓口でご相談ください。

戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹である  
※戦没者の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、請求できる順番が入れ替わります。

はい

いいえ

戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）である  
※戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

はい

いいえ

特別弔慰金は受給できません。